

## 大学間学術交流協定校との学生交流協定に基づく派遣交換留学誓約書

東北大学高度教養教育・学生支援機構長 殿

私は、東北大学(以下「本学」という。)の大学間学術交流協定校との学生交流協定に基づく派遣交換留学(以下「派遣留学」という。)に参加するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。なお、誓約事項に反した場合は、派遣留学生の資格を取り消され、派遣留学が中止もしくは中断となつても異議を申し立てません。

1. 派遣留学の目的、参加条件、経費等についてよく理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得たうえで出願すること。
2. 派遣留学候補者として選抜された後においては、本学が正当と認める理由以外での辞退はできないことを十分理解のうえ出願すること。
3. 派遣留学の妨げとなる健康上の問題は渡航開始以前に解決すること。また、既往症などがある場合には医師の診断と判断に従うこと。
4. 渡航期間中の災害、暴動、テロなどの不可抗力の事由により、本学が派遣留学の中止・延期または帰国勧告を決定することがあるので、それらの事態が生じることを理解するとともに、本学の指示に速やかに応じること。また、派遣留学の中止・延期または帰国勧告により発生する諸費用については、参加者の自己負担になることを理解すること。
5. 派遣留学に必要な諸手続き(派遣留学先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、本学の所属学部・研究科における派遣留学及び復学手続き、単位認定手続き、派遣留学費用の支払い、保険加入等)については、事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
6. 本学が指定する条件の派遣留学に係る出発から帰国までの全期間を補償する海外旅行保険に必ず加入しなければならない。また、派遣先大学の指定する保険に加入することを求められた場合は、併せて保険に加入しなければならない。
7. 派遣留学先大学が定める講座をすべて履修し、学業に精励すること。
8. 派遣留学に必要な諸手続きや緊急時の対応のため、本学に届け出た学生本人及び保証人の個人情報を本学が利用することに同意すること。
9. 派遣留学期間中においては、本学の学生としての自覚を持つこと。また、滞在国の法令、派遣先大学の学則を遵守するとともに、派遣先大学の指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗に反することのないよう注意すること。
10. 派遣留学期間中の事故、疾病、犯罪等による損害については、本学及び研修先に重大な過失がある場合を除き、本学に対し一切の補償を求めないこと。
11. 派遣留学前、派遣留学中、派遣留学後は、所定の届出及び報告書を留学生課に提出すること。また、派遣留学中の連絡先に変更があった場合は、速やかに留学生課に届け出ること。
12. 派遣留学期間終了後は、速やかに帰国し本学に復学すること。
13. 派遣先大学で取得した成績情報、生活面の情報等の個人情報については、本学が派遣先大学から提供を受けることに同意すること。

私は、上記記載事項を読み、内容を理解し遵守することを誓います。

学部/研究科: \_\_\_\_\_

学籍番号: \_\_\_\_\_

学科/専攻: \_\_\_\_\_

氏名(署名): \_\_\_\_\_ 印

---

保証人記入欄 保証人は、上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

保証人氏名: \_\_\_\_\_ 印  
(学生との関係: \_\_\_\_\_ )